

新宿区告示第 5 7 0 号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 1 1 3 条第 1 項の規定に基づき、セブンビルマンション等売却組合の設立を認可したので、同法第 1 2 0 条第 1 項の規定により、次のように告示する。

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

新宿区長 吉 住 健 一

1 組合の名称

セブンビルマンション等売却組合

2 売却マンションの名称及びその所在地

ア 名 称 セブンビル

イ 所 在 地 東京都新宿区高田馬場三丁目 344－16、344－20、344－21、344－30、344－32、344－34、346－5、346－6、346－7、346－8

3 事務所の所在地

東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 2 番 1 2 号

4 設立認可の年月日

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

5 事業年度

毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 3 1 日まで

6 公告の方法

所在地及び事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。